

会議の概要(議事録)

会議の名称	3 - 2 3 第10回墨田区立学校適正配置等審議会		
開催日時	平成17年10月11日(火)午後5時00分から午後7時10分まで		
開催場所	墨田区役所 第一委員会室		
出席者数	25人【委員】尾木和英 堀内一男 早川幸一 中沢進 田中邦友 槐勲 奥住益宏 大倉正敏 高島隆一 志波洋子 森八一 粕谷秀雄 伊藤政広 川島康義 阿部貴明 長谷川ミチル 登坂達雄 【事務局】次長 庶務課長 学務課長 指導室長 すみだ教育研究所長 生涯学習課長 区立学校適正配置担当主査 区立学校適正配置担当主事		
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	11人
議題	1 墨田区立学校適正配置等審議会(第9回)の記録について 2 中間答申(案)の検討について 3 次回(第11回)審議会の開催日について		
配付資料	1 第10回墨田区立学校適正配置等審議会【次第】 2 第9回墨田区立学校適正配置等審議会 議事録(案) 3 中間答申(案)目次 4 中間答申(案)のまとめ		
所管課	教育委員会事務局 庶務課 区立学校適正配置担当 (内線5136)		

第 10 回墨田区立学校適正配置等審議会 議事録

1 墨田区立学校適正配置等審議会(第 9 回)の記録について

会議の概要の内容について確認した。発言内容を訂正後、会議の概要と資料についてホームページ及びPRコーナーにおいて公開する。

2 中間まとめの検討

- ・資料 中間答申(案)目次
- ・資料 中間答申(案)のまとめ 庶務課長より資料説明。

【主な意見】

会長：中間答申の決定に向けて活発な意見を賜りたい。欠席の委員から、事前に送付された資料の中から将来の課題と、適正配置に触れて具体的な意見を提出して頂いているので、その議論に入る前のところで事務局から読み上げて頂いて、そのことも織り込みながら審議を進めたい。それでは、目次に沿って確認をさせて頂く。「1 はじめに」「2 区立学校の現状と問題点」までは今までの概略なので、よろしいでしょうか。「3 新たな適正配置に関する基本的視点」「4 新たな適正配置の基本的考え方」で、ご発言願いたい。

委員：2 ページの「中学校においては学級数が少ない例えば 9 学級の場合では」と、適正規模のところにも関わらず、何回か現状 9 学級の学校が多いことを踏まえて、何故 9 学級ではいけないのかを皆さんにお諮りしてきたが、具体的な問題点は出なかった。それを新たに取り上げて、9 学級を否定するような表現をしている。適正規模が原則 12～18 学級というのは良いが、状況によっては 9 学級の場合も有り得るといふ文言を入れて頂きたいと要望していたが、組み入れて頂いていない。

委員：今日までの質疑の中で 12 からの学級が望ましいという原則論の中で、状況に応じては 9 も一時的には有り得るのではないかと、柔軟に対応すべきというやり取りがあった。それをあえて 9 と入れると、基本的な条件の内容が曖昧になるのではないかと。

委員：いろいろな意見があって、最初 12～18 という固定的な考え方の前に原則と付き始めて一定の了解が得られている。原則が 9 ではなくて、あくまでも原則は 12～18 とする理由をサポートするものが必要だ。今の表記は単純に事実を書いてあるだけで、混乱を招くということもないと思う。12 を下限の原則にした理由については、逆にもっと必要があれば具体的に言うべきではないかと。

委員：この問題が提議された際に、教育委員会側からここに書いてある内容のような説明があった。例なので、意味の重い内容で書いたとは私も思わない。1 つの例として、中学校で学級数が少ない場合はこういうデメリットを生じるから、一定規模の学級数にしないと教育効果の面、教員数の面からも問題点が多くあるという記述だと思う。9 にした根拠を教育委員会から説明をしてもらいたい。

事務局：前回の答申の小規模校に対する問題点ということも踏まえて、この学級数だとこういう職員配置になるという資料を出させて頂いて検討して頂いた。ここは、1 つの例として申し上げただけなので、9 学級は駄目ということではない。墨田区における適正規模は小・中学校ともに原則 12～18 学級としているのは、議論を頂いた結果、原則という言葉をご載せさせて頂いた。

委員：学級数については 12～18 を原則とするが、現状に合わせて柔軟に対応するというような意見が出たと思うが、それについてはどこに述べられているのか。ちゃんと答申に入れないのか。

会長：答申を受けて案を策定して進めていく中で、現実を踏まえていくという記述になっている。硬直的に捉えるものではなくて、9 学級は切り捨てるという考えではない。そこが、原則 12～18 学級とするということにも盛り込まれている。

委員：これまでの経緯の中で、原則ということで共通認識になった。事務局で説明があったのは、答申を受けてすぐに動き出すものではなく、時間が相当かかるだろうということだった。原則というのは、校長先生を中心とする地域と保護者と一体となった取り組みの経緯を見守る時間も必要であるという意味で使ったと理解している。

委員：中学校のP連は依然として9学級では何故駄目かという考えが強い。この問題を何回か話されたときに学校現場としてはどうかという質問が出て、それに対して中学校は1学年4学級くらいあれば学校運営がやりやすいという意見が出たが、その段階でこの議論が蓋をされてしまって、そこから理解が進まなかった。例えば何クラスでは正規の職員がとれずに講師を頼まなくてはならないという仕組みは、事務局や議会の委員や学校現場の先生はよく分かっているが、民間委員には分からない。そういうことを、もう少し丁寧に説明して頂ければ、中P連も理解されるのではないか。

会長：今の意見は、この中間答申案がまとまった時点で、更にこれについて説明をして、理解を頂くということによろしいですか。

委員：もうこれはある種の合意事項で、9学級は何故取れないか以前から審議が進んでいることだ。ただ、中P連が依然として何故9学級にこだわっているのかということだ。これ以上審議する必要はないと皆さんは考えているのですが、会を代表して出ている委員として、会の大半が何故9学級ではいけないのかという現状の中で、言わざるを得ないということを理解して頂きたいと思う。

会長：関連して意見があれば承りたい。

委員：確かに事務局から教員数の問題で9学級ではなく12学級だったら正規教員で配置が出来る、非常勤をおかなくてすむという説明はあったが、この表現は初めてだったので申し上げた。正規教員ではなくて非常勤講師対応ではいけないのかということもあるが、その話に触れていると審議が戻ってしまうので結構だ。皆さんは今までの審議を踏まえて原則12~18と見ても柔軟に対応すると受け取ると思うが、例え中間答申であっても、それが出てしまえば一人歩きしてしまい、この文章で判断していく。柔軟にということを組み入れるような表現をした方が、読んだ方にも伝わるのではないか。9学級が悪いと受け取られないような表現に変えるように工夫をしてほしい。

会長：9学級の場合には5教科の中に正規教諭が1名の教科が出現するのは事実で、こういう仕組みはなかなか分からないので、こういうことを記す意味はある。しかし今までの議論の中で、9学級を切り捨てるという方向にはなっていない。そのことが十分盛り込まれていなかったのではないかという発言だと思う。その趣旨を5ページの「実態に即し、関係者による十分な検討を経て順次再編整備を進めることが重要である。」のところで、答申を受けて即全区的に一齐にやるというものではなくて、審議を深めながら実態に即して進めていくという趣旨について、小委員会で工夫をさせて頂くということではいかがでしょうか。

委員：この答申が表に出て行けば、9学級の学校が多いのであれば尚のこと皆さんが心配される。表現の仕方で、学級数が少ない学校ではこういう例がある、こういうデメリットがあるという表現で良いのだから、懸念があれば9という数字を入れないということも是非検討して頂きたい。

会長：9というのは、学級編成上の意味はあるのか。

事務局：第2回審議会の時に、こういう学級数だとこういう先生方の配置になりますという一覧表で説明させて頂いた。その中で、9学級が1つの境目として、特に12学級以降になりますと先生の配置が多くなっていくということもあるので、そういった観点から9という事例を出させて頂いた。

副会長：これを素直に読んだときに、3ページになって初めて適正規模数が原則12~18と出てくる。我々は平成7年の審議のことも知った上でやってきているが、一般区民の方は何故12が出てくるのか

という疑問を持たれるのではないが、9 については否定的ではなくて、こういう問題があると書いてある。我々が考えているのは、望ましいあり方という形で検討しているのだから、そういう関係から12を原則で考えることが必要なのかと分かってもらえるのではないか。私は社会科の教師をやってきたが、今は一人の教師が3学年、地理・歴史・公民・総合・選択の社会科と走り回って、学級の道徳や学級活動等をやらないといけない状況が出ている。今、一番教師が忙しい時期だと私は認識している。ゆったりするためには、これくらいが望ましいのではないかという事例をとっている。

会長：9学級という数字を取るということは約束出来ないが、さらに工夫をするということで、収めさせて頂きたいと思うのでよろしく願いたい。次に「5 新たな適正配置の具体的方策」から、学校の選択制の前までで発言して頂きたい。

委員：3ページのところでいいでしょうか。40人学級を前提とするということは、合意されていることなのでこの表記で良いが、その後にLD・ADHDのことが急に出ている。審議のときに一部の委員から懸念が出されたが、この中に軽度発達障害の事を書く必要があるのか疑問に思う。もし書くのであれば、ちゃんとLD・ADHD、高機能自閉症等と書いた方が良い。全体のボリュームと重要度の問題だと思うので、この軽度発達障害のことを書くのであれば、それよりも学級イコール学習単位では必ずしもないということに触れて頂いた方が良いと思う。6ページの答申の実現に向けてのところにも、特別支援教育の今後の動向ということがいきなり出てきているのも真意が分からない。なぜLD・ADHDのことが書かれているのか事務局に教えて頂きたい。

会長：後の方の特別支援教育の事を含めて、このことが学級編成の上に関わりがあるということなので、説明を丁寧にするという事は可能だ。そういう考え方でよろしいでしょうか。

委員：もし表記するのであれば、なるべく正確に表記したほうが良い。

事務局：ここの項目が良いのかも含めて、改めて小委員会の中で検討させて頂きたい。

委員：ここでなくても良いが、これは何らかの形で表記して頂くべき内容で、消してしまうというのは困る。3ページに「中学校を軸に複数の小学校をブロック化することで全区的に再編整備することが極めて有意義な対応である。」とあるが、小学校の校長会は、中学校を軸に小学校もブロック化していくということについて、極めて有意義な対応であると考えているのでしょうか。

委員：小学校の方では、まだそれだけの議論は詰めていない。ただ、子どもを育てていく中では、小中連携をするという点については合意している。

委員：特別支援教育について、もし触れるのであれば学校選択のところで触れるべきだと思う。

会長：意見として伺っておく。他にいかがでしょうか。

委員：子供会等の地域活動の場として、学校施設を利用している立場で意見を申し上げる。今日の答申案の中で、適正な学校規模を学級数で表現しているが、学級数という見方と学校施設の大きさや質という2つの捉え方があると思う。平成7年の答申では、地域施設としての学校という項があり、学校施設を整備して地域に開放しやすいようにしていこうとあるが、実際は利用しにくい。この答申案の中でも、平成16年に新たな学校づくりという調査がされて、地域に開かれた学校施設のあり方として、望むべき形が載っている。学校施設をどのように適正に配置していくべきか、最低限に整備すべき規模が求められているので、そういう形でのまとめ方は出来ないでしょうか。

会長：只今の趣旨は、6ページの「区立学校の施設整備にあたっては、学校整備の目標値を決めて実施してもらいたい。」という文言で盛り込まれているが、内容がここの位置で良いかという事と、もう少し踏み込んで盛り込むべきではないかという事に焦点化されると思うが、皆さんの意見を頂きたい。

委員：ページをおって整理をしている中で逆に戻ったりしているので、もう一度整理する必要があると思

う。会長の方で、「答申の実現に向けて」まで含めて意見交換をするということなのか。前回の質疑の中で、小規模化の学校に緊急に対応することについて、例として事務局から発言があった時に、委員から文書を出してほしいという意見があり、時間を頂いて用意させて頂きたいということだったので、今日の中間のまとめの中で意見交換や質疑につながると思っていたが。

会長：まとめ役として大変苦慮しているのは、審議会の全体のスケジュールでは、今日一応の区切りにして、それを踏まえて手直しをして次回に固めるというタイムテーブルがある。また、学校選択については、これまで発言が出る度に集中してやりましょうと申し上げていて、私の考えでは後半1時間くらいは集中して意見を賜りたいと思っている。そういうこともあって審議を進めさせて頂いた。委員の皆様方にお諮りしたいのは、例えば学校整備の問題についての意見を小委員会に引き取らせて頂いて、ある程度織り込んでまとめたものを委員の方々に了解を得て今日の会議が終わったとさせてもらえるかどうか。学校整備の目標値については、いろいろな要望が出てきて時間がなくなってしまうので、それを後で事務局の方に提出して頂いて、何らかの形で配慮するというようなことで、事務局としてはどうですか。

事務局：事務局の立場としては、この審議会で方向付けされた中で集約させて頂いてきている。個人の意見としてもらった場合に、それが審議会の集約された形として受け止めて出来るかという問題が絡んでくるので、出来ればそういった方法は避けたい。この審議会の中で議論して頂いたものを集約していくという方向でやらせて頂ければと考えている。

会長：それでは、学校選択制についての集中審議を40分程度でよろしいでしょうか。そうすれば、学校整備について時間を当てられるのですが。そんなことで進めさせて頂いてよろしいでしょうか。

委員：3ページに適正配置の前提として4項目あり、学校の規模、学校の配置のあり方は以前に配布された新たな学校づくり検討報告書に明確に書いてある。また、一番下には「適正配置を進めていく上で、小学校・中学校の施設及び設備は、必要なスペースを確保するなどの配慮が必要である。」とあるので、これが答えになるのではないかと。教育委員会の意見があれば。

事務局：学校の校舎面積は児童数・生徒数が学級数に反映された形で国の前提としてある。16年に調査検討報告をした中では、単に学校教育施設としてだけではなく、地域に開かれた学校といった観点での踏み込みもしている。今後小・中学校の改築等については、その方向性に基づいて考えていきたい。先ほど出された配置の仕方とか、それに尽きない部分は、また別の観点で議論をして頂くことかと思う。その上で、国が定めた基準よりもなるべくゆとりある形で作っていききたいと考えている。

会長：今の経過も踏まえてそこについては理解を頂くということでもよろしいでしょうか。4ページの学校適正配置により生じる学校跡地・施設の活用の問題、6ページの区立学校の施設整備の目標値を定めての充実という記述については、少し時間を区切って発言を頂くという進行でいかがでしょうか。

委員：基本的には今の方向で理解した。ただ、前回の答申では教育環境の整備という1つの大見出しがあったが、今回の答申にはないので、どこかにそういう見出しがあっても良いと思った。のタイトルを例えば学校の適正な規模とか、そのようにして頂きたいというのが私の発言の趣旨だ。

会長：今の点については意見として伺っておく。では、6の学校整備を含めて、7 その他関連の上までのところで意見を頂戴したい。

委員：学級だけが突出していると言われたが、数字で決めていくには学級数しかないと思う。将来の課題の中で、学校整備の目標値を決めて実施してもらいたいとあるが、現実的には校舎は高くすることが出来るが、校庭を広げることはなかなか難しい。これを目標値という言葉で良いのか疑問で、何

か他に良い言葉がないかと思う。それから、適正配置により削減した教育費については学校教育に還元するべきであると、はっきり言うことはいかなものかと思う。基本構想を現在策定中であることを考えれば、この審議会の答申の中で確定して良いものか疑問に思っている。もう一つは、学校施設は23区平均と遜色のないようにというのは、自信のない考え方なので、これはソフトの面や特色ある学校づくりその他もあるので、もっと発展的な夢のある言い方に変えてもらいたい。

委員：施設整備と23区平均と遜色のないようにという表現については、私も同感だ。平成16年3月の新たな学校づくり検討会の報告書が大きな拠り所であり、積極的に盛り込むべきではないか。学校設備の目標値という事では、教育委員会で答申を受けて実施計画を策定していく中に反映をしていくという期待感をこめた内容にすべきではないか。小学校と中学校の校地変換や学校跡地云々ということでは、上位の計画として基本構想の答申を頂いたところで、来年度に向けて様々な手続きを行っている。教育委員会の立場としては、学校教育に関連すべきということはよく分かるが、貴重な区民の資産を有効に活用するという視点で総合的に検討されている状況にあり、その中に学校教育に還元されるものも含まれるものだとして理解している。ここの表現についても十分各委員の意見を聞かせて頂きたい。その他にも、小規模化の資料について事務局から何の説明もないが。

会長：委員さん方から、関連した発言はありますか。

委員：今の話は最もなことだとは思いますが、この審議会の中で皆がどう考えるかということではないか。基本構想は墨田区で一番大事な審議会だが、そこで今審議しているから勝手に跡地の使い道を審議するなというようにも受け止られかねない。区の財産を特定のところだけで議論するなと言うのは分かるが、この審議会で「可能な限り墨田区における学校教育の充実に資するよう活用を図る」と言うのは当たり前ではないか。学校を減らし、空いたところを売ってしまって有効に使えば良いということになってしまう。かつて、墨田区に総合的な陸上競技場がないから、その候補地という理由で狭い校地の場所に新しい学校を作ったり、財政上の理由で売却せざるを得ないということも現実におきているわけだから、この審議会できちんと述べることは述べた方が良いでしょう。

委員：ここでそういうことを述べてはいけないとは言っていない。言葉の使い方、学校教育に還元すべきであると断定は出来ないであろう。望ましいということは当然言って構わないと思っている。

委員：議会側の委員が2名も同じ論調で事務方に強く言ったら萎縮してしまう。勝手に跡地利用のことを述べるなど言ったのではないか。

会長：今の跡地利用については、しかしながら実質的にはやはり基本構想との関連もあるでしょうから、「基本構想を踏まえながら小学校・中学校の校地変換や学校跡地を活用することについても検討することとする。」こういう文言ではどうでしょうか。

事務局：議会サイドから強い言葉があっても萎縮するということはありません。表現については小委員会で練らせて頂きたい。それから小規模の問題は、前回著しく小規模化が進行している区立学校への対応について口頭で申し上げた際に、重要な案件なので文書が必要であるということで、時間を頂きたいという話を申し上げて、その後事務局からその部分を配らせて頂いたという経過がある。

会長：学校整備の目標値については少し工夫をした表現にさせて頂きたいということと、23区平均と遜色ないというのは墨田の特色や特徴を活かしたような表現にするということによろしいでしょうか。

委員：目標値という言葉や表現があまりよくないということですが、現場の学校を見ると大分違うので、もっと努力するようにという形で積極的にやってもらいたい。

会長：今の発言も含めて工夫させて頂きたい。

委員：6ページに「区立学校のブロック化を段階的に実現する」とあるが、これは今まで審議に出たこと

なのか。これはブロック化自体を時間をずらしてやるということなのか。8ブロックが良いという流れと理解しているが、一遍に8ブロックにしなくては、最初は2ブロックだけというような意味なのか。段階的に実現するというのは、建築予算とか用地の問題という物理的な問題があって一遍には出来ないという議論はあったが、例えば通学区域は町会をまたがないようにして、8ブロックに割ること自体は一遍にやらないと、段階的にやったら後の人たちは心配だ。ここに書いてあることは、具体的な建設その他については段階的にやるという意味なのか、それともブロック分け自体を段階的にやるのか。何か理由があってブロック化自体を段階的にやるのであれば、優先順位について何にも触れないで、ただ段階的にというのは、かなり無責任な表現だと思う。

会長：事務局から答えはありますか。

事務局：まだ今の段階で事務局が構想しているということで理解をして頂きたいが、仮に8ブロックとなれば、当初の実実施計画の中で一定程度8ブロックの構想を立ち上げた上で、この前から話していますように、長い年月がかかると思うので、着手については段階的に行くということです。その上で、適正配置実施の優先順位をどういふものさしで決めていくのかというのは大事な議論だと思う。考え方としては統合の着手については段階的にという意味と理解して頂ければと思う。

委員：そうであればブロック化を段階的にするのではなくて、ブロック化は一斉にして着手を段階的にするというふうに明確にした方がよい。この文章はブロック化自体が段階的にと思われると思う。

会長：他にありますか。そろそろ「7 その他関連」に移りたいのですが。

委員：跡地利用のことについて、平成7年の答申で地域に約束をした事柄や施設計画があった。それが実行されていない背景は財政的なこともあるが、この審議会にあたっては、新たな答申に向けて前の分についても一定の共通認識を持っておく必要があるのではないか。そういうマイナスの面がこの答申でも引き続いて行われるということであってはならない。教育委員会として、あるいは基本構想・基本計画に関わってくるのか分からないが、一定のけじめをつける必要があるのではないか。

会長：この跡地利用に関して、これまで区と地域との間に何らかの協議があったのではないかとということであるが、これは一部の委員さんをご存知かも知れないが、大部分の委員はご存知ない。そのことはどこかできちんと織り込んで答申を出さないとならないと思う。それが、この中間答申が良いのか、最後の最終答申が良いのか。そのことも踏まえて、事務局の考えがあれば発言して頂きたい。

事務局：前回の答申の中に、跡地利用について考えてほしいとあり、それで区長部局で跡地利用を計画として持っていたが、財政的な理由があって全部棚上げになっている。これについては、基本構想を受けた基本計画を作る中で整理をするという段階になっていて、年内か年明けくらいに決まるという方向で聞いている。事務局の希望としては中間答申ではなくて最終答申の方の形で整理することが望ましいと思っている。

会長：冒頭に申し上げた、委員から提出されている意見を紹介して頂きたい。

事務局：今日欠席している委員から資料を預かっているので代読させて頂きたい。「答申の実現に向けての中の「学校を取り巻く様々な教育課題について意見集約を行い」は、重要な意味をもつものであり、答申に盛り込めるものとそうでないものとは区別はされるが、自由闊達な議論は保障されるべきだ。ブロック化については、町会・自治会の通学区域のまたがりや祭礼等を考慮して8ブロック＋ という柔軟な対応も必要ではないか。また、著しく小規模な学校についてはもっと議論を深める必要がある。それは、来年度の小・中学校の募集人員数で深刻な小規模の学校がある反面、選択制が実施され初めて他の学区域からの応募が停止された小学校が生まれていることからである。中間答申を広く区民に周知し、パブリックコメントで意見を求めることを不可欠とした点は重要だ。

これを言葉だけとせず、最終答申や実施計画（素案）でも同様に、むしろもっと十分な時間をとって、区民や関係者の意見を取り入れていくことが求められている。時間切れを口実に、区民の意見を十分に汲み取ることを打ち切ることのないようにすべきである。学校選択制については、学校現場や地域の代表の方からも見直すべきだ等の意見や、区民ワークショップで地域でのつながりが弱まった等の意見も出ている。この機会に学校選択制について見直すべきで、特に小学校については早急に見直す必要がある。次にその他関連で、「今後、国や都の動向に変動が生じた場合、答申の趣旨を踏まえつつ適正配置の具体的方策に適切な修正を加える事とする」については、去る8月中教審の中間報告で少人数教育を充実させる必要があるとし、小中学校の裁量を生かして区市町村の判断で学級編成できるようにすることを明記しており、文部科学省は学級編成基準改正案を来年の通常国会に提出することを決めたという動きもある。さらに、必要に応じて修正を加えるからといって、中間答申も最終答申もさらには実施計画（素案）までもが、当初のスケジュールに沿って議論をまとめ上げなければということで、本来の役割である新たな適正配置の考え方をまとめ児童・生徒により良い環境を提供するというを軽視することのないように、学校現場や保護者・地域の納得と合意を得た内容とするため、十分な議論を尽くすべきと考える。」以上です。

会長：今の意見も十分踏まえさせて頂きたい。この辺りで、「7 その他の関連」特に学校選択制についての意見を賜ることに移りたいが、よろしいでしょうか。

委員：今の発言に関連して、この答申案はそういう国の方向性を踏まえた形になっているのか。これが外に出たときに恥ずかしくないように、事務局の方で整合をとっておいて欲しい。

会長：そのことについては、その他で触れているが、また後で意見があれば頂きたい。

委員：只今、欠席されたからという理由で全文読み上げたが、今後も同じように扱わないとならなくなる。もし出さなければ、要約点だけを的確に述べる程度に留めるべきだと思う。

会長：欠席の場合の扱いについては、只今の意見も十分尊重しながら事務局の方で検討させて頂きたい。その他関連のところに移らせて頂くので、自由に発言してほしい。

委員：先程の意見に賛成だ。国や都の動向に変動が生じた場合に、本当に適切な修正という程度で収まるのかどうか。逆に言えば、修正で済む答申にしないでほしいし、そのようになっているかという心配もしている。その辺は事務局の方で十分踏まえて頂きたい。

会長：これについては、その内容をもう一度事務局と検討して中間答申で、場合によっては最終答申の中でもう少し違う表現になるかもしれないということで、十分踏まえさせて頂きたいと思っている。

委員：国や都の動向の変化によって修正を加えることについて異論はないが、文部科学省が市区町村の教育委員会で独自判断が出来るという方向付けを決めて、来年の通常国会に改正案を出すというようなことで新聞報道は確かにあったが、これをもし1つの自治体で実施して教員を多く配置した場合は、自治体独自の予算措置をしないとイケない。国が財政措置した上で改正すれば良いが、今の状況では文部科学省は裁量権は与えるが財政の裏付けはない。これは簡単に区が独自に出来る範疇を超えている問題という側面もあるので、その辺は間違いのないようにして頂きたい。

会長：大事な点に触れて頂いた。国で施策が決まっても、国の財政措置の面と都の財政措置の面と、それから区独自で財政の裏付けを確保しないとイケないという問題があり、軽々にこの審議会の中でこうすべきだという表現は難しいだろう。そこで、事務局の方でも十分その動きを細かく把握して頂いて、小委員会でそれを踏まえた形で織り込むということによろしいでしょうか。学校選択について、こういう考えが大事だということについては織り込んであるが、更に発言を頂きたい。

委員：学校選択については、小学校のPTAの中では反対意見の方が多い。子どもが見えてこないし、地

域に根ざした学校と言っている割には、地域に根ざした学校が作れなくなっている。学校が独自の自校の教育方針に賛同してもらいとあるが、学校が独自の教育方針を持っていないのも確かだと思う。教育の目標とかは持っているが、公立学校では個性的な学校は作れないということで、それが出来ないのであれば、やはり小学校の選択制はなくした方が良いと思う。中学校は別だが。

委員：学校が自校の教育方針に賛同してもらいということについては、地域や保護者の方、校長先生を中心とする学校が大変な取組みをされている。教育委員会としても学校を支援するという基本的な姿勢で、地域コミュニティの崩壊につながっているということを重く受け止めて、いろいろな仕込み作りをしている。校長先生の学校経営者としての手腕を信頼した予算措置等で、少しでも特色ある、独自の取組みを支援するという事も始まっている。墨田区の学校は小学校と中学校がバラバラで、温度差があると思っている。そういう中で学校選択制を並行的に実施していることについては、確かにいろいろな心配が出ている。学校選択制の良い面、悪い面をもう少し時間をかけて検証する必要があるのではないか。コミュニティ云々という面もあるが、先生方や地域・保護者の地域改革にはつながってきている。もう少し時間をかけて検証する必要があるのではないかと思います。

委員：先程の特別支援教育のことを学校選択制の項目の中で触れた方が良い。学校選択制度を検討し、この制度が布かれたときには、特別支援教育に関連した議論はほとんどされていなかった。学校選択制度と今検討されている特別支援教育の理念とは、明らかに相反すると思う。特別支援教育の中で、今までの分離教育をやめていこうという流れがある中で、同時に学校選択制度をそのまま放置しておく、結果的に変な選択をされる可能性が非常に強いと思う。それと、学校選択制度については当区で既に何年か経過をしているので、良い所と悪い所と見え始めていると思う。23区で世田谷と北区の2区だけは学校選択をしていない。その理由が当然あると思うので、先生方にはネットワーク等の力があるので、特に学校選択制度をあえて現在までとらない、これからはとらないと公言している区についての様子と、当区についても機会があれば調べて頂けると大変ありがたいと思う。

会長：支援教育の充実は何らかの形で表現を少し工夫しながら残すとして、その他関連という大きいところでは落ち着くと思うが、(1)の中に落ち着くかどうかは、意見として伺っておき、事務局と検討させて頂くということで進めさせて頂きたい。

委員：中学校の現場の立場から選択制について意見を述べさせて頂く。P連としては会長の立場で考えるので、反対という意見が多い。この理由は、地域コミュニティを壊してしまうのではないかと問題。それから、中学校では極端に選択者が増えて生徒が増えた学校、極端に減った学校があり、両方の現場の話を聞くと、減ってしまった場合の問題点は述べているので省略するが、増えた学校では少人数の学習をやるうにも空き教室がないとか、校舎の中から生徒が溢れかえってしまって、教室もぎゅうぎゅう詰めという弊害が出ているという面がある。逆に個々の保護者の立場に立って考えてみると、選択できることを歓迎する保護者の声があり、PTAはその保護者の代表でもあるので、非常に難しい問題がはらんでいて、まさに良い点と悪い点があると思う。ただ、保護者が何を基準に選ぶかということ、この学校は良い教育をしているからという考えで入ってくる保護者は非常に少なく、地元にいるとPTAの役員をやらされるから遠くの学校に行こうとか、あそこの学校は良い先生がいるらしいという風評で選ぶとか、あそこの学校に今度問題の子が行くからあそこの学校は避けようといったような、本当にあやふやな状況で学校選択が行われてしまっている。その選択の結果でまた学校が一喜一憂するという事も実際としてある。現場はそういう状況で動いているということを皆さんに踏まえて頂きたいと思う。

委員：小学校では校長先生が4年くらいで変わられるので、校長先生の経営方針云々を聞いて学校を選ぶ

という新生はほとんどないと思う。やはり学校の校舎が大きいとかきれいだとか、旗当番が有るとか無いとか、そういう部分を優先して選んでいるのがほとんどではないかと考えている。

委員：私は学校選択制に賛成だ。なぜかと言うと、今までは住民票によって学校が指定されていたのが柔軟になることによって、公教育にあきたらずに私立とかに行っていた人をつなぎとめる効果がある。また、今まで明治以来、学校間の競争行為が無かったが、お互いに学校間が努力することによって、先生あるいは学校のレベルも上がるということという教育効果の面で素晴らしいものだと思うので、以上の点からこれを進めて行きたいと思っている。

委員：今回の適正配置と適正規模という中で、区内全部から自由に選択をさせてうまくいくのかどうか非常に懸念される。学校選択が学校の中を刺激する1つの手段であることは間違いないと思うが、違う意味で本来学校の中で刺激できるはずのものが、学校選択が利用されたと思っている。選択自体を否定するものではないが、オールフリーで選択させるのか、ここでいうブロックである程度の制限の中で選択をさせるということとは違うと思う。

委員：私どもの地域では、学級が成立しないという小学校もあった。中学は2つあり、1つの学校には生徒が多く、もう1つの学校には生徒が少ない。勿論その少ない学校では、校長先生はじめ先生方も生徒が大勢入学してくれるように努力をしているという話も聞いている。そのせいか、町の評判は少しずつ良くなってきている。そういう事実があるので、一概に選択制というのは、地域において駄目とは言えないのではないかと。もうしばらくこの制度を見守っていく必要もある。それで、やはり弊害があり、いろいろな問題があれば変えていくということも1つの方法かなと思っている。

委員：ブロックの再編成で通学路についても見直しが行われると思うが、自由選択制を取ると、ブロックの外から来る子ども達に対しては通学路が決められていないので、少なくともブロック内に入ってから危険性がないような対応をしなければいけないと思う。そのためには、通学路については、その年度ごとに柔軟的な対応が出来るようにしないと、今のよう一旦決まってしまうとなかなか変えられないという決め方をされると、その時々で状況で危険な箇所が出来てくるのではないかと。

委員：学校選択制について概ね評価されている意見が多かったと思うが、選択制が布かれた後、当初予想されないような事態も現場で起こっているように聞いている。この制度は制度で良いとして、この制度の中で極端に小規模化してしまった所の対応については、皆さんどう考えているのでしょうか。

委員：学校選択制度をスタートした当時は学校数が多く、学校数と子どもの数がアンバランスだから今、適正配置をやっている。適正でない学校規模の学校がたくさんあって、バランスが合っていないにもかかわらず選択をさせたときには過小校が出るのは分かっていたことで、結果的に何校か過小校が出来てしまったのは事実で、その先どうするかを考えた方が良い。この適正配置の中で学校数が絞られてきた時には、一時的には適正な規模になると思うが、その後選択がまた進んで、それで大丈夫なのかどうかというのは若干心配だ。12～18学級の8ブロックだと12ぎりぎりの学校が必ず8の中にいくつか出来るので、12を割る学校が必ず選択の中で出来る。それもカバーをする意味で原則という言葉が入っているのだと思う。学校選択制度は残して原則12のままやるというのはかなり無理があると思う。原則と入れたものは最初から12でなくても良いという意味ではなくて、いろいろな経緯の中で12を割ってしまう場合に急いでどうにかする必要はないと私は理解しているので、ある程度の数に集約をされた後、どういうふうになるかは別の問題だと思う。

委員：先程、保護者の方が学校を選択する際の話があったが、私が聞いた何人かの保護者の人は、学校見学会や説明会に行って真剣に校長や副校長の話聞いた上で、学校を回ってよく精査をして選んでいる。この制度はやっと中学校で3年、小学校2年で定着をしてきている。この選択制の最大の目

的である学校の活性化、校長を始め教員の方々の意識変革を目標として議会でも散々議論をした上で同意をされたという経過がある。ただ、2年間、3年間やってきて様々な問題点があれば、もう1回その点を議論して、改良する点は改良した上で制度は存続をしていくべきであると思っている。

会長：ここで進行について動議を出させて頂く。予定は7時までだが、委員の方々の予定もあると思うので、ここで予定のある方は退席して頂いて、退席した場合は一任して頂くということで、議事を10分間延長することを認めて頂けますか。よろしいでしょうか。では、そのように進めさせて頂く。どうしてもここで発言ということが無ければ、一応まとめにしたい。発言のある方はいますか。

委員：子供会とかが成り立たなくなっている所が出てきているが、そういう所はどう対処するのか。

会長：今、非常に小さくなった場合はどう考えるのかという深刻な発言や、子供会の問題、地域コミュニティの問題、通学路の問題も出された。明治以来の日本の学校制度の中で、学校選択や特色ある学校づくりということは考えられてこなかった。新たな教育改革の中で、更に学校が充実し墨田区全体の学校のレベルアップを図るという趣旨で学校選択制は位置づいていて、いろいろな問題が出ていることも事実である。この中間答申案の中には良い面・悪い面というような言葉で書いてあるが、今日の発言を踏まえて少し突っ込んだ表現が必要かと思う。スタートの時点での学校条件や保護者・地域の方々の理解がまだ十分ではないという面、学校の取組みも戸惑いがあったという面、学校の説明責任が十分ではないという面もあるので、私個人としては学校選択制についてのあるべき姿を示したい。それから選択のルール作りということが必要なのかもしれない。それから適正配置をすることによって教育条件を整えて、再度各学校が特色を発揮しやすいようにするという趣旨も、表現が難しくどこまで盛り込めるか分からないが、そうしたことも盛り込んだ上で、学校選択は永久に固定するものではないと。しかし既にこうしてあるので、これをより良いものとするように見守っていき、育てるという立場で今の所この審議会では考えて行き、そのことを織り込みながら答申するというような基本姿勢を表現するのかなと考えている。中間答申では今日示した程度で終わるのか、本答申になるのかも知れないが、中間答申案に盛れる限り盛るということで、今日のところはどうかと思っているが、よろしいでしょうか。ではそういうことで、その他関連のところについては、収めさせて頂きたい。全体を通して特に発言のある方は、発言して頂きたい。

委員：特別支援教育の理念と選択制との関連について、いろいろな現象が出てくる懸念があるという発言があったが、この発言の内容がどういうことに結びつくのか、あるいは特別支援教育の理念はどういうものなのか、私たちも理解をする必要があるのではないか。実際に私自身もこういう懸念を感じているので、何かしらの理解を得られるような場面があったら良いと思う。

会長：特別支援教育の問題等をどういう形で盛り込むかということとは別に、この審議会で取り上げる意味があるかどうか小委員会で検討させて頂いて、場合によってはまた資料を提供してもらって議論をする。あくまでも適正配置の審議会なので、そこを踏まえた形で今の意見は拝聴したいと思うが、よろしいでしょうか。では以上をもちまして、今日の議事を終了する。

3 次回(第11回)審議会の開催日について

第11回審議会：平成17年11月16日(水)午後4時から、第一委員会室の予定。